（前のページより続き）

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同一五七）　七六八

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七四）　七六〇

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府三四一）　七七〇

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画を認定した件（同三四二～三四四）　七七一

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（同三四五～三四八）　七七一

○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件（総務三四二）　七七二

○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件（同三四三）　七七二

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（同三四四）　七七二

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定によりそれぞれの地方公共団体が負担すべき額に関する件の一部を改正する件（同三四五）　七七三

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の三に規定する総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件（同三四六）　七七三

○投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三三三）　七七三

○被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件（同三三四）　七七三

○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（財務三一三）　七七三

○各都道府県共同募金会が平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同三一四）　七七四

○文部科学省認定社会通信教育講座の実施者の代表者を変更した件（文部科学一六〇、一六一）　七七四

○雇用保険法施行規則第百十八条の三第四項第二号ロ及び第三号イ⑵に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（厚生労働四〇五）　七七五

○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針を定める件（同四〇六）　七七五

○勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同四〇七）　七七五

○職務経歴等記録書の様式を定める件（同四〇八）　七七五

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件（同四〇九）　七七五

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（同四一〇）　七七六

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同四一一）　七七六

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同四一二）　七七六

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同四一三）　七七七

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十六年度平成二十七年七月分）、（平成二十七年度平成二十七年七月分）（財務省）　七七二

本号で公布された法令のあらまし

◇我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（法律第七六号）（内閣官房）

自衛隊法の一部改正関係

1　自衛隊の任務

防衛出動を命ずることができる事態の追加及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正に伴い、自衛隊の任務を改めることとした。（第三条関係）

2　防衛出動

㈠　内閣総理大臣が自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる事態として、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態を追加することとした。（第七六条第一項関係）

㈡　防御施設構築の措置、海上保安庁の統制、防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限、防衛出動時の緊急通行、防衛出動時における物資の収用等に係る規定等については、㈠の事態に係る出動には適用しないこととした。（第七七条の二、第八〇条、第九二条、第九二条の二、第九四条の二、第一〇三条～第一〇四条、第一一五条の四～第一一五条の六、第一一五条の八～第一一五条の九、第一一五条の二一、第一一五条の二三及び第一一五条の二四関係）

3　在外邦人等の保護措置

㈠　防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があった場合において、外務大臣と協議し、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができることとした。（第八四条の三第一項関係）